

漂白染色および仕上げ事業の奨励政策および原則

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 8 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 漂白染色および仕上げ事業の奨励政策および原則

投資委員会布告 No. 2 / 仏暦 2543 年 8 月 1 日布告 件名 投資奨励を付与する事業の業種、規模および条件に関連し、体系的な繊維産業の奨励および改善のために、仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資(奨励)委員会は、以下を布告する。

1. 既存の立地場所で事業拡大をする既存の漂白染色及び仕上げ事業者のために、タイ工業団地公社が規定する工業団地内に設立しなくてはならないと規定している漂白染色および仕上げの事業に関する立地条件を緩和し、奨励の申請ができるものとするが、事業開始から数えて2年以内に ISO14000 の規準保証書を受けなくてはならない条件を有する。その他の権利恩典に関しては、投資委員会布告 No. 1 / 仏暦 2543 年により、付与するものとする。
2. 業種名 7.5.6(1) 漂白染色工業団地を、川上から川下にいたるテキスタイル製品を有する総合テキスタイル工業団地として改訂する。
3. 総合テキスタイル工業団地内に立地する漂白染色及び仕上げ事業は、機械輸入関税の免除および8年間の法人税所得の免除を受けるものとする。
4. 総合的なテキスタイル産業団地内に立地するテキスタイル製品の製造事業あるいはその他の関連事業は、以下の権利恩典を受けるものとする。
 - ゾーンを問わず機械の輸入関税の免除
 - ゾーン1に立地する場合、5年間の法人所得税の免除を受ける
 - ゾーン2に立地する場合、7年間の法人所得税の免除を受ける
 - ゾーン3に立地する場合、8年間の法人所得税の免除を受ける
5. 総合的なテキスタイル工業団地に移転する工場は、新しく設立する工場と同様の権利恩典を受けるものとする。
6. 自社工場内で、漂白染色および仕上げの段階を持たなくてはならない高品質のテキスタイル製品製造あるいは部品の事業は、投資奨励の申請が可能となるよう緩和するが、法令の規準による破棄物の処理システムおよび環境保全管理を有する投資奨励を受けた工業団地内あるいは工業地域内に、工場を設立しなくてはならない条件を有するものである。権利恩典に関しては、投資委員会布告 No. 1 / 仏暦 2543 年により、付与するものとする。

これらは、仏暦 2547 年 7 月 27 日以後有効

布告日 仏暦 2547 年 9 月 17 日

チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
議長 代行

注: この翻訳は、2004 年 9 月 17 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。